

2022年6月24日改定

# 定 款

大末建設株式会社

# 大末建設株式会社定款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、大末建設株式会社と称し、英文ではDAISUE CONSTRUCTION CO., LTD.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事の請負
2. 土木建築工事の設計、監理ならびにコンサルティング業務
3. 土地造成、地域開発、都市開発に関する企画、調査、設計ならびにコンサルティング業務
4. 建設用機器、建設用機械装置および建設用仮設機材の製造、販売および賃貸ならびに土木建築用資材の販売
5. 不動産の保有、売買、仲介、賃貸および管理
6. スポーツ、文化、教育、厚生各施設、ホテルおよび飲食店の企画、設計、経営、管理ならびにコンサルティング業務
7. 造園、園芸および緑化に関する事業
8. 建物、構築物およびその設備機器の保守および管理
9. 工業所有権、ノウハウ、コンピュータを利用したソフトウェアの取得、開発、実施許諾ならびに販売
10. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
11. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
12. 廃棄物の処理業ならびに再生利用に関する事業
13. 介護保険法に基づく居宅サービス事業および介護予防サービス事業
14. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する産経新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、42,456,900 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の定めにより、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱および手数料ならびに株主の権利行使に関する手続きは、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、必要がある場合は、臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

②前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。

②会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決

権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

③取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役に対し通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長およびその他必要な役付取締役を選定す

ることができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第28条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

(監査等委員会の招集)

第29条 監査等委員会の招集は、会日の3日前までに各監査等委員に対し通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 3 1 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 3 2 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 3 3 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 3 4 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日、中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 3 5 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。

附 則

第 1 条 定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずる。

②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第 16 条はなお、効力を有する。

③本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。